

新設分割公告

2024年12月25日

株主各位

埼玉県東松山市本町二丁目2番47号
株式会社マミーマート
代表取締役社長 岩崎 裕文

当社は2025年10月1日を効力発生日として、新設分割により新設する株式会社マミーマート（埼玉県東松山市本町二丁目2番47号）に対して、当社のスーパーマーケット事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしましたので公告いたします。

当社の株主総会の承認決議は2024年12月20日に終了しております。

なお、当社は2025年10月1日をもって、株式会社マミーマートホールディングスに商号変更いたします。

この新設分割に反対され、会社法第806条第1項の規定に基づき、当社株式の買取りを請求される株主様は、本公告掲載の翌日から20日以内に、当社に対して書面により、その旨ならびに買取請求者（株主様）の氏名または名称、住所または所在地、ご連絡先の電話番号、株式買取請求に係る株式の数、株主様が振替口座を開設している口座管理機関（お取引の証券会社等）の名称および加入者口座コードをご通知ください。

さらに、上記の通知にあたり、株主様が振替口座を開設している口座管理機関（お取引の証券会社等）に対して、個別株主通知の申し出の取次ぎの請求および株式買取請求に係る株式の下記当社指定口座への振替申請をあわせて行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、期日までに下記の本社指定口座への振替申請がなされていない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。

記

振替先（買取口座）管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社
口座名義人：株式会社マミーマート
当社の加入者口座コード：00288710567888000000

以上